



# 国際評価基準審議会 (IVSC) の基準理事会 (Standards Boards) の最近の動向 —Business Valuation Boardでの議論を中心に—

IVSC Business Valuation Board メンバー

いわ た たか こ  
**岩田 宜子**

## 1 はじめに

国際評価基準審議会 (International Valuation Standards Council: IVSC) が設定した現行の評価基準 (International Valuation Standards: IVS) は、2019年7月に公表された国際評価基準 (2020年1月31日発効) (International Valuation Standards (effective 31 January 2020): IVS2020) である。IVSCの基準理事会 (Standards Boards: Boards) は、IVS2020公表以降も、基準の改定や追加基準の設定を協議してきた。本稿では、この基準設定に係るBoardsのうち事業評価基準理事会 (Business Valuation Board: BVB) において2020年12月から2021年11月までに議論された内容を中心に紹介する。

その間、BVBにおいては、月次で開催されたウェブ会議、メールでの協議、及び2021年10月の年次総会で、主に次のような議題が話し合われた。

- ・ IVS2020に対する技術的改定
- ・ 新基準であるIVS230棚卸資産 (Inventory)

- ・ ESG
  - ・ 自己創設無形資産
- その結果、この期間に公表された基準やペーパーは、以下のとおりである。

- (1) IVS追加の技術的改定2021公開草案 (IVS Additional Technical Revisions 2021: IVS2021公開草案) (2021年1月29日公表)
- (2) 国際評価基準 (2022年1月31日発効) (International Valuation Standards (effective 31 January 2022): IVS2022) (2021年7月30日公表)
- (3) IVS2022結論の根拠 (IVS: Basis for Conclusions)
- (4) ESGに関するパースペクティブ・ペーパー<sup>1</sup> (IVSC Perspectives Paper: ESG and Business Valuation) (2021年3月公表)、(IVSC Perspectives Paper: A Framework to Assess ESG Value Creation) (2021年5月公表)
- (5) 自己創設無形資産に関するパースペクティブ・ペーパー (IVSC Perspectives Paper: Time to get Tangible about Intangible Assets) (2021年9月公表)

本稿では、上記(2) (含む(1)、(3))、(4)及

び(5)を中心に報告する。

なお、本文中の意見やコメントは筆者の私見であり、筆者が所属する組織の意見ではないことをあらかじめお断りしておく。

## 2 国際評価基準(2022年1月31日発効):IVS2022

Boardsは、IVS230棚卸資産公開草案(IVS230 Inventory Exposure Draft (issued 28 February 2020): IVS230公開草案)(2020年2月28日公表)とIVS2021公開草案に対して寄せられたコメントの検討、及び評価専門家組織、規制当局、評価基準設定組織、評価専門家、評価の利用者並びに研究者等との広範な協議プロセスの後、2021年7月に、現行のIVS2020を改定するIVS2022を公表した。IVS2022は2022年1月31日発効であるが、早期適用が奨励されている。

以下、IVS2022のうちIVS2020から改定された箇所の主な内容を説明する。

### (1) 序論(Introduction)

序論に、評価基準設定の基本原則と評価の基本原則が組み込まれた。

### (2) 用語集(Glossary)

価値の基準(Basis (bases) of Value)、コスト(Cost(s))、割引率(Discount Rate(s))、エクイタブル価値(Equitable Value)、公正市場価値(Fair Market Value)、公正価値(国際会計基準)(Fair Value (International Financial Reporting Standards))、投資価値(Investment Value)、清算価値(Liquidation Value)、市場価値(Market Value)、価格(Price)、シナジー価値(Synergistic Value)、評価アプローチ(Valuation Approach)、評価手法(Valuation Method)、及び価値(Worth)の定義が追加された。な

お、モデルに関する定義は、IVS500金融商品(Financial Instruments)の改定に合わせて検討することとし、IVS2022では定義しないこととした。

### (3) IVSフレームワーク(IVS Framework)

10.基準の遵守(Compliance with Standards)、20.資産と負債(Assets and Liabilities)、30.評価人(Valuer)、及び50.専門能力(Competence)のセクションが明確化のため一部改定された。

### (4) IVS104価値の基準(Bases of Value)

新しいセクションとして220.価値の配分(Allocation of Value)が設けられ、配分の手法は全体の価値の前提や基準と整合していなければならないことなどが示された。

### (5) IVS105評価アプローチと手法(Valuation Approaches and Methods)

Boardsは、IVS2021公開草案でマーケットアプローチ、インカムアプローチ、コストアプローチに次ぐ第4のアプローチとして提起したハイブリッドアプローチ(Hybrid Approach)の問いに対する回答を検討し協議した。その結果、ハイブリッドアプローチを基準に含めるのではなく、価値を導き出す際に、1つまたは複数の評価アプローチを用いることができると明示することとした。

### (6) IVS200ビジネス及びビジネス持分(Businesses and Business Interests)

ビジネス及びビジネス持分が何から構成されるかを明確化するために、序論が改定された。ビジネスと取引関連不動産等の違いについては、今後議論することとし、今回の改定には含めないこととした。

### (7) IVS230棚卸資産(Inventories)

Boardsは2020年2月に、IVSの資産基準の新たな章となるIVS230公開草案を公表し、それに対するコメントを検討し協議の上、IVS230を設定した。

BVBは、IVSが国際会計基準審議会(IASB)や財務会計基準審議会(FASB)など、世界中の他の基準設定機関の実務と整合的であるべきと考えているため、IVS230を検討するに先立ち、例えばAICPAのタスクフォースメンバーと意見交換を行うなど、市場調査を実施した。

以下、IVS230の概略を記載する。

#### 10.概要(Overview)

棚卸資産の評価は、IVSの一般基準(General Standards)に従うが、IVS230において棚卸資産評価の追加的な要件が定められている。

#### 20.序論(Introduction)

IVS230は現物資産としての棚卸資産の評価に焦点をあてているが、不動産はIVS400不動産(Real Property Interests)でとりあげており、ここでは対象としていない。また、棚卸資産を評価する目的としては、例えば、財務報告、税務報告、訴訟、コンサルティング、担保貸付、取引サポートなどがあるとしている。

#### 30.価値の基準(Bases of Value)

IVS104価値の基準に従い、適切な価値の基準を選択しなければならない。

#### 40.評価アプローチと手法(Valuation Approach and Methods)

評価アプローチと手法を選択する場合は、IVS105評価アプローチに従わなければならない。

#### 50.マーケットアプローチ(Market Approach)

マーケットアプローチは、以下の規準の双方が満たされた場合にのみ適用

すべきである。

- ・ 評価基準日もしくは近い日に、同一ないしは類似した棚卸資産の独立第三者間取引の情報があること
- ・ 対象棚卸資産と上記棚卸資産との重要な差異を調整するために十分な情報が得られること

#### 60. インカムアプローチ (Income Approach)

インカムアプローチを用いた棚卸資産の評価では、評価基準日前の利益(価値)と評価基準日後の利益(価値)とに配分することが要求される。インカムアプローチには、見積販売価格から今後かかるコストと見積利益を差し引く残存法としてのトップダウン法と、既に発生しているコストに利益を加算するボトムアップ法がある。評価者は、トップダウン法による評価を裏付けるためにボトムアップ法を適用することを検討する必要がある。ボトムアップ法で発生コストを検討する際には、貢献した自己開発無形資産を考慮すべきである。

#### 70. コストアプローチ (Cost Approach)

コストアプローチの主な手法として、再調達原価法がある。

#### 80. 棚卸資産に関する特別勘案事項 (Special Consideration for Inventory)

特別勘案事項として、以下、90.から120.に記載した4項目を挙げている。

#### 90. 無形資産にかかる付加価値プロセスとリターンの識別 (Identification of Value-Added Processes and Returns on Intangible Assets)

収益性に寄与する無形資産を自己開発した場合とライセンスされている場合とで、棚卸資産の市場価値は同じであるべきである。評価者は、技術、商標、顧客関係が製造や流通プロセスにどのように寄与しているか判断す

べきである。

#### 100. 他の取得資産との関係 (Relationship to Other Acquired Assets)

評価人は、棚卸資産の評価とその他の関連する資産負債の評価の整合性を、必要に応じて維持すべきである。

#### 110. 棚卸資産の陳腐化引当金 (Obsolete Inventory Reserves)

陳腐化引当金は、棚卸資産全体と相殺するのではなく、陳腐化している資産に適用すべきである。

#### 120. 評価構成単位 (Unit of Account)

棚卸資産は、利益率、リスク及び無形資産の貢献度合いが異なるグループごとに評価すべきである。

#### (8) IVS400 不動産 (Real Property Interests)

本章に農業と土地の評価、未登録・未登記と共有地の評価が含まれていることを明確にする改定がなされた。

## 3 ESGに関するパースペクティブ・ペーパー

IVSCは、バリュエーションに関連するトピックや緊急課題に対して、バリュエーションの視点でのガイダンスやケーススタディなどの情報を提供するパースペクティブ・ペーパーを適時に公表し、世の中に寄与したいと考えている。

昨今、ESG(環境・社会・ガバナンス)が企業の長期的な戦略の視点からも、投資家の目線からも重要な観点となっていることから、BVBは、ESGに関する2つのパースペクティブ・ペーパーを公表した。

#### (1) ESGとビジネスバリュエーション (ESG and Business Valuation)

本ペーパーでは、ESGの特性をいかにして価値測定プロセスに織り込むことができるかを検討した。インカムアプローチでは、まず同業他社や業界におけるESG

クライテリアを特定し、次に対象会社の当該クライテリアにかかるパフォーマンスを評価し、そして同業他社のEBITDA倍率等を対象会社のパフォーマンスに応じて調整してあてはめる、といったことが考えられる。マーケットアプローチでも、対象会社と同業他社の当該パフォーマンスと特性を比較するために同様の調整をすることとなるが、将来予測に対しても考慮する必要があり複雑さは増してくる。その際、ESGリスクを二重計上しないようにしなければならない。例えば、規模のリスクプレミアムは、過去の統計分析のデータにESGリスクの要素が含まれている可能性がある。

今日では、ESGの重要性や企業価値への影響について疑問を持つ人は少なくなってきたが、ESGに関連する基準、開示要件、ESG格付けなどの複雑な関係を理解することに苦労している人は多いと思われる。そのような状況で、ESGが価値創造に与える影響を評価人が適切に価値に織り込むことは難しく、ESG報告の標準化が望まれる。

#### (2) ESG価値創造を評価するためのフレームワーク (A Framework to Assess ESG Value Creation)

本ペーパーでは、ESGが価値創造に与える影響を分析し、価値創造を評価するためのフレームワークを検討した。まず、ESG投資に対するリターンの測定が困難であることを説明し、次にESG投資と無形資産の価値創造との関係性を検討し、ESGリターンが無形資産の価値創造を参照して評価することの可能性を示唆した。そしてこれらの考察を通して、ESG投資を通じた無形資産の価値創造は資産間の相互関係により拡大可能であると認識し、企業レベルでのESGの価値創造を評価し測定するフレームワークを検討した。その際、ブランド、人的資本、ピ

ビジネスモデル、顧客関係、有形資産及び技術の6つの特性が識別された。

## 4 自己創設無形資産に関するパースペクティブ・ペーパー

無形資産は、世界の先進国における価値創造の原動力となってきた。資本市場にとって無形資産は重要であるにもかかわらず、貸借対照表上で認識されるのは第三者取引からの取得によるものであり、会計と経済実態に乖離が生じている。これに対して、自己創設無形資産に関するパースペクティブ・ペーパーのシリーズで、次のような取り組むべき重要な問題を検討する予定である。

- ・ 無形資産フレームワークの目標は何か
- ・ 無形資産フレームワークの対象となり得る無形資産は何か
- ・ 無形資産フレームワークは1) 開示、2) 資産計上または3) 価値創造の測定に基づくべきか

## 5 おわりに

BVBは、2017年のIVSアジェンダ協議で実施したギャップ分析の結果、短期間で取り組むべき項目として列挙された、

非金融負債、割引率、アーリーステージ企業の評価、及び棚卸資産につき、基準に盛り込み済みである。続いて2020年のIVSアジェンダ協議では、2年以内の短期にBVBが検討するトピックスとして、条件付対価、自己創設無形資産、低金利環境下における長期成長率、マイナス金利、及び人的資産が挙げられており、順次取り組んでいる。

事業をとりまく環境は大きく変化し、先行き不透明な状況下で、評価業務において検討すべき項目は増加しており、BVBは、より幅広いトピックについて活発に意見交換を行ってきた。日本にはビジネスバリュエーションに関する評価専門職業組織 (Valuation Professional Organization: VPO) が存在しないが、日本においても評価者及び評価の利用者に対して、評価に関する具体的な指針を検討し公表していくVPOの必要性はますます高くなっていると実感している。

### <注>

- 1 パースペクティブ・ペーパーについては関根IVSC評議員による「国際評価基準審議会 (IVSC) の評議員会報告」の脚注1 (84頁) 参照